

資料 3
------

2022年9月28日

食品衛生分科会

文書による報告事項  
に関する資料

## (3) 文書による報告事項

## ①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・ 文書による報告事項の概要…………… 3
- ・ アシノナピル（適用拡大申請）…………… 5
- ・ トリフロキシストロビン（インポートトレランス申請）…………… 7
- ・ ピリフルキナゾン（適用拡大申請）…………… 16
- ・ フェンピラザミン（適用拡大申請）…………… 20
- ・ フルキサメタミド（適用拡大申請及び魚介類の基準値の改正）…………… 24
- ・ フロニカミド（適用拡大申請）…………… 29
- ・ ペンチオピラド（適用拡大申請）…………… 37
- ・ ホスチアゼート（追加資料提出に基づく基準値の改正）…………… 46
- ・ メパニピリム（適用拡大申請）…………… 49
- ・ 動物用医薬品・飼料添加物（暫定基準の見直し）…………… 52  
 （エンラマイシン、グリカルピラミド、ジアベリジン、チオプロリン）
- ・ くん液蒸留酢酸（対象外物質として設定）
- ・ クエン酸（対象外物質として設定）

## 食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アシノナピル（農薬/殺ダニ剤）  （別紙1）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、りんご等	ADI:0.04 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 21.6% 幼小児（1～6歳） 42.3% 妊婦 15.3% 高齢者（65歳以上） 28.2%
トリフロキシストロピン（農薬/殺菌剤）  （別紙2）	インポートトレランス申請	農薬：てんさい、ぶどう等	ADI:0.05 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 12.1% 幼小児（1～6歳） 24.9% 妊婦 11.9% 高齢者（65歳以上） 14.5%
ピリフルキナゾン（農薬/殺虫剤）  （別紙3）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、りんご等	ADI:0.005 mg/kg 体重/日 ARfD:1 mg/kg 体重（国民全体） ARfD:0.05 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 33.1% 幼小児（1～6歳） 65.0% 妊婦 32.7% 高齢者（65歳以上） 36.8% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フェンピラザミン（農薬/殺菌剤）  （別紙4）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、ぶどう等	ADI:0.12 mg/kg 体重/日 ARfD:0.8 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.2% 幼小児（1～6歳） 27.3% 妊婦 11.6% 高齢者（65歳以上） 12.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フルキサメタミド（農薬/殺虫剤）  （別紙5）	適用拡大申請及び魚介類の基準値の改正	農薬：さといも、かんしょ等	ADI:0.0085 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 27.0% 幼小児（1～6歳） 43.8% 妊婦 22.7% 高齢者（65歳以上） 31.6%
フロニカミド（農薬/殺虫剤）  （別紙6）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、メロン等	ADI:0.073 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重（国民全体） ARfD:1 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 20.8% 幼小児（1～6歳） 32.5% 妊婦 18.3% 高齢者（65歳以上） 24.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ペンチオピラド（農薬/殺菌剤）  （別紙7）	適用拡大申請	農薬：小麦、小粒核果類等	ADI:0.081 mg/kg 体重/日 ARfD:1.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 19.3% 幼小児（1～6歳） 32.3% 妊婦 17.4% 高齢者（65歳以上） 22.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ホスチアゼート （農薬/殺虫剤）  （別紙 8）	追加資料提出に基づく基準値の改正	農薬：トマト、すいか等	ADI:0.002 mg/kg 体重/日 ARfD:0.007 mg/kg 体重（国民全体） ARfD:0.002 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 38.3% 幼小児（1～6歳） 64.6% 妊婦 34.1% 高齢者（65歳以上） 44.6% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
メパニピリム（農薬/殺菌剤）  （別紙 9）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、りんご等	ADI:0.073 mg/kg 体重/日 ARfD:4 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 22.2% 幼小児（1～6歳） 54.0% 妊婦 25.7% 高齢者（65歳以上） 25.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
エンラマイシン （飼料添加物/抗生物質）  （別紙 10-1）	暫定基準の見直し	飼料添加物：豚及び鶏用	MOE <sup>注1</sup> ：560,000 注1）暴露マージ（Margin of Exposure）： NOAEL と推定摂取量の比	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
グリカルピラミド（動物用医薬品/内部寄生虫駆除剤） （別紙 10-2）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：鶏	MOE：2,200	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
ジアベリジン（動物用医薬品/合成抗菌剤）  （別紙 10-3）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認無し 飼料添加物：指定なし	MOE：460,000	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
チオプロニン（動物用医薬品/肝臓疾患用剤） （別紙 10-4）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：牛及び馬	MOE：170,000	現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。
くん液蒸留酢酸 （農薬/殺菌剤）	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして設定	農薬：稲	農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられている。	
クエン酸（動物用医薬品及び飼料添加物/代謝性用薬、保存料、飼料効率の改善）	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして設定	動物用医薬品：牛、飼料添加物：全ての家畜	動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留しその食品を摂取することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられている。	

(別紙1)

農薬名 アシノナピル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ピーマン	0.7		申			0.157,0.206,0.289
なす	0.6	0.5	○			0.034~0.307(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2		申			0.021~0.064(n=6)
すいか	0.4	0.03	○			
すいか(果皮を含む。)	0.4		○			0.042~0.199(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		申			0.038,0.092,0.096
みかん	2	0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.219~0.578(n=6)
なつみかんの果実全体	2	1	○			0.452,0.453,0.497
レモン	2	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	3	3	○			0.434~1.63(n=7)
日本なし	0.9	0.7	○			0.207~0.404(n=7)
西洋なし	0.9	0.7	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	2		申			0.261,0.268,0.835
ネクタリン	2		申			(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	3	2	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.030,0.046(¥)
うめ	3	2	○			0.675,0.739,0.836
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.713,1.25(¥)
いちご	2	2	○			0.343,0.708,0.934
ぶどう	2		申			0.340,0.700,0.862
茶	30	20	○			6.23~12.6(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	6	5	○			1.47~2.96(n=6)(みかん果皮)
魚介類	0.7	0.7				推:0.69
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

## 答申（案）

## アシノナピル

今回基準値を設定するアシノナピルとは、農産物及びはちみつにあつてはアシノナピル及び代謝物C【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和とし、魚介類にあつてはアシノナピルのみをいう。

食品名	残留基準値 ppm
ピーマン	0.7
なす	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	2
りんご	3
日本なし	0.9
西洋なし	0.9
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	2
ぶどう	2
茶	30
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	6
魚介類	0.7
はちみつ	0.05

注1) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙2)

農薬名 トリフロキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2				※1
小麦	0.2	0.2	○	0.2		
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.05	0.05			0.05 EU	【<0.01~0.05(#)(n=4)(EU)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05 米国	【<0.02(#)(n=27)(米国)】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05 米国	【米国えん麦(<0.02(n=12))】
大豆	0.08	0.08		0.05	0.08 米国	【<0.01~0.06(n=20)(米国)】
らっかせい	0.05	0.05		0.02	0.05 米国	【<0.02(#)(n=34)(米国)】
ばれいしょ	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.02(n=15)(米国)】
さといも類(やつかしらを含む。)	0.04		IT		0.04 米国	【米国かんしょ参照】
かんしょ	0.04		IT		0.04 米国	【<0.02(n=16)(米国)】
やまいも(長いもをいう。)	0.04		IT		0.04 米国	【米国かんしょ参照】
その他のいも類	0.04		IT		0.04 米国	【米国かんしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1		0.08	0.1 米国	【<0.02~0.12(n=12)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	15	15		15		
かぶ類の根	0.1	0.1			0.1 米国	【ラディッシュ<0.02~0.12(n=12)(米国)】
西洋わさび	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ラディッシュ参照】
はくさい	0.5	0.5			0.5 韓国	【0.16,0.21(¥)(#)(韓国)】
キャベツ	2	0.5	IT	1.5		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.1		
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5		0.5		
その他のあぶらな科野菜	0.5			0.5		
ごぼう	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ラディッシュ参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ラディッシュ参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15		15		
その他のきく科野菜	4	4			3.5 米国	【米国セロリ参照】
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.05	0.05			0.05 ブラジル	【<0.05(#)(n=3)(ブラジル)】
アスパラガス	0.07	0.07		0.05	0.07 米国	【<0.05(n=7)(米国)】
にんじん	0.1	0.1		0.1		
パースニップ	0.1	0.1			0.1 米国	【米国ラディッシュ参照】
セロリ	4	4		1	3.5 米国	【0.20~1.6(#)(n=9)(米国)】※3
その他のせり科野菜	4	4			3.5 米国	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7		0.7		
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5 米国	【0.03~0.13(n=6)(米国)】
なす	0.7	0.7		0.7		
その他のなす科野菜	2	2			2 韓国	【韓国とうがらし(1.14(n=1))】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.3		0.20,0.268(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろりり	0.3	0.3		0.3		
すいか		0.3				
すいか(果皮を含む。)	0.3			0.3		
メロン類果実		0.3				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3			0.3		
まくわり		0.3		0.3		
まくわり(果皮を含む。)	0.3			0.3		
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		

## 農薬名 トリフロキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	20		IT	20		
未成熟いんげん	0.5	0.5			0.5 EU	【EUさやいんげん(0.03～0.35(n=12))】
えだまめ	0.08	0.08			0.08 米国	【米国大豆参照】
その他の野菜	4	4		0.03	3.5 米国	【米国セロリ参照】
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○	0.5		0.23,0.76(¥)
なつみかんの果実全体	3	3	○	0.5		0.72,1.16(¥)
レモン	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	3	3	○	0.7		0.813,1.20(¥)
日本なし	5	5	○	0.7		1.05(日本なし),1.94(¥)(西洋なし)
西洋なし	5	5	○	0.7		(日本なし参照)
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ		0.7				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.7			0.7		
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○	3		1.38,1.58(¥)
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○	3		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	3	3	○	3		
うめ	5	5	○	3		0.88,2.86(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	1	1		1		
ブルーベリー	2	2			2 EU	【ブラックカレント0.26～11.1(n=6)(EU)】
その他のベリー類果実	2	2			2 EU	【EUブラックカント参照】
ぶどう	5	5	○	3	5 EU	【0.11～2.24(＃)(n=17)(EU)】
かき	1	1	○	0.7		0.36,0.42(¥)
バナナ	0.5	0.5		0.05	0.5 豪州	【0.018～0.36(n=6)(豪州)】
キウイー		0.02				
キウイー(果皮を含む。)	0.02				0.02 ニュージーランド	【<0.02～0.06(＃)(n=7)(ニュージーランド)】
パパイヤ	0.7	0.7		0.6	0.7 米国	【0.07～0.27(n=4)(米国)】
グアバ	0.05	0.05			0.05 ブラジル	【<0.05(＃)(n=3)(ブラジル)】
マンゴー	0.7	0.7			0.7 米国	【米国パパイヤ参照】
パッションフルーツ	0.05	0.05			0.05 ブラジル	【<0.05、<0.05、<0.05(ブラジル)】
その他の果実	3	0.7		3		
綿実	0.4	0.05	IT	0.4		
ぎんなん	0.02	0.02		0.02		
くり	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.02(＃)(n=11)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【<0.02(n=6)(米国)】
くるみ	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.02	0.04 米国	【米国ピスタチオ(<0.01(n=6))】



## 農薬名 トリフロキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
茶 コーヒー豆 ホップ	5 0.05 40	5 0.05 40	○	40	0.05 ブラジル	0.78,1.46,2.25(荒茶) 【<0.05(n=4)(ブラジル)】
その他のスパイス	10	10	○			1.10,3.70(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	4	4			3.5 米国	【米国セロリ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05				【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05		0.05 0.05 0.05		
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05		0.05 0.05 0.05		
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04 0.04 0.04	0.04 0.04 0.04		0.04 0.04 0.04		
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05				【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.04 0.04	0.04 0.04		0.04 0.04		
魚介類	0.03	0.03				推:0.027

## 農薬名 トリフロキシストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米ぬか				7		※2
小麦ふすま				0.5		※2
干しぶどう				5		※2
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)				0.9		※2
食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)				1.2		※2

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの、または、※2のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

推: 推定される残留濃度であることを示す

※1) 「米」の基準値について;

国際基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「籾米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されている。また、米の基準値設定のための試験データを踏まえ、「米(玄米)」の基準値として2 ppmを設定することとした。

※2) 加工食品である米ぬか、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは米ぬか、小麦ふすま、干しぶどう、食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)及び食用オリーブ油(バージンオイルを除く。)の加工係数をそれぞれ2.7、2.3、4.15及び3と算出している。

※3) セロリは現在、米国基準で9.0が設定されているが、今回IT申請がなされていないため、参考基準値の3.5及び現行の基準値4を維持することとした。

## 答申（案）

## トリフロキシストロビン

今回基準値を設定するトリフロキシストロビンとは、農産物及び魚介類にあつては、トリフロキシストロビンをいい、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物B【(E,E)-メトキシイミノ-2-[1-(3-トリフルオロメチル-フェニル)-エチリデンアミノオキシメチル]-フェニル}-酢酸】をトリフロキシストロビンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	2
小麦	0.2
大麦	0.5
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
大豆	0.08
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.04
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.1
西洋わさび	0.1
はくさい	0.5
キャベツ	2
芽キャベツ	0.1
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	0.5
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	4
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
にんにく	0.05
アスパラガス	0.07
にんじん	0.1
パースニップ	0.1
セロリ	4
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	4

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.7
ピーマン	0.5
なす	0.7
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか (果皮を含む。)	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3
まくわうり (果皮を含む。)	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.3
ほうれんそう	20
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.08
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	4
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>	3
りんご	3
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.7
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.7
もも (果皮及び種子を含む。)	5
ネクタリン	3
あんず (アプリコットを含む。)	5
すもも (プルーンを含む。)	3
うめ	5
おうとう (チェリーを含む。)	3
いちご	1
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実 <sup>注10)</sup>	2
ぶどう	5
かき	1
バナナ	0.5
キウイー (果皮を含む。)	0.02
パパイヤ	0.7
グアバ	0.05
マンゴー	0.7

食品名	残留基準値 ppm
パッションフルーツ	0.05
その他の果実 <sup>注11)</sup>	3
綿実	0.4
ぎんなん	0.02
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 <sup>注12)</sup>	0.04
茶	5
コーヒー豆	0.05
ホップ	40
その他のスパイス <sup>注13)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注14)</sup>	4
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注15)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.04
豚の腎臓	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分 <sup>注16)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん <sup>注17)</sup> の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04

食品名	残留基準値 ppm
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
魚介類	0.03

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙3)

農薬名 ピリフルキナゾン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.01	○			<0.01(n=6)
小豆類	0.05	0.05	○			(えんどう参照)
えんどう	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
そら豆	0.05	0.05	○			(えんどう参照)
その他の豆類	0.05	0.05	○			(えんどう参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
こんにやくいも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01,<0.01
はくさい	0.7	0.7	○			0.04,0.25(¥)
キャベツ	0.3	0.3	○			0.01,0.10(¥)
カリフラワー	0.1	0.1	○			0.02,0.02(¥)
ブロッコリー	1	1	○			0.20,0.50(¥)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	7	7	○			0.40,2.98(#)(サラダ菜)、 0.08,0.34(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○			0.09,0.22(¥)
にら	15	15	○			1.56,2.88,6.66
アスパラガス	0.2	0.2	○			0.01,0.03(¥)
トマト	1	1	○			0.24,0.37(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.13,0.30(¥)
なす	0.2	0.2	○			0.01~0.07(#)(n=4)※
その他のなす科野菜	3	3	○			0.91,1.43(¥)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1	○			0.01~0.05(#)(n=4)※
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
しろりり	0.3	0.3	○			0.02,0.07(¥)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○			0.02,0.10(¥)(にがうり)
オクラ	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)
未成熟えんどう	1	0.3	○・申			0.28,0.43(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.8	0.3	○・申			0.02,0.10,0.32(さやいんげん)
えだまめ	0.2		申			0.04,0.06,0.10
その他の野菜	1		申			(さやえんどう参照)
みかん(外果皮を含む。)	1	1	○			0.22,0.32(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.14,0.48(#)(¥)
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.03,0.15(¥)
日本なし	0.7	0.7	○			0.16,0.21(#)(¥)※
西洋なし	0.7	0.7	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	1	1	○			0.20,0.39(¥)
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.10,0.23(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
うめ	3	3	○			0.38,1.47(¥)



農薬名 ピリフルキナゾン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.37,0.63(¥)
いちご	1	1	○			0.30,0.36(¥)
ぶどう	3	3	○			0.38,1.08(¥)
かき	0.5	0.5	○			0.09,0.17(¥)
キウイ	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
マンゴー	1	1	○			0.09,0.32(¥)
茶	20	20	○			0.41~8.72(n=4)(荒茶)※
その他のスパイス	5	5	○			1.38,1.58(¥)(みかん果皮)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※) なす、きゅうり(ガーキンを含む。)、日本なし及び茶については、プロポーショナルリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合して、なす及びきゅうり(ガーキンを含む。)は20.0%顆粒水和剤4000倍散布を基に、日本なしは3000倍散布を基に、茶は2000倍散布を基に換算した。

答申（案）

ピリフルキナゾン

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.01
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.05
えんどう	0.05
そら豆	0.05
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.05
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.05
てんさい	0.01
はくさい	0.7
キャベツ	0.3
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	7
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.7
にら	15
アスパラガス	0.2
トマト	1
ピーマン	0.7
なす	0.2
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
しろうり	0.3
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.3
オクラ	0.2
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.8
えだまめ	0.2
その他の野菜 <sup>注5)</sup>	1
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1

食品名	残留基準値 ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 <sup>注6)</sup>	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	1
ぶどう	3
かき	0.5
キウイー	0.1
マンゴー	1
茶	20
その他のスパイス <sup>注7)</sup>	5

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(別紙4)

農薬名 フェンピラザミン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		1.5		
トマト	5	5	○	3		1.42,2.05(¥)(ミニトマト)
ピーマン	3		申	3		
なす	3	2	○	3		
その他のなす科野菜	3			3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.7		
すいか		0.05	○			0.12,0.16(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.5		○			
メロン類果実		0.05	○			0.52,0.79(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			
未成熟えんどう	10		申			1.08,3.28(¥)
未成熟いんげん	5		申			0.42~2.24(n=4)
えだまめ	2		申			0.37,0.80,0.87
その他の野菜	10	0.7	申	0.7		(未成熟えんどう参照)
みかん		0.1	○			0.86,0.89(¥)
みかん(外果皮を含む。)	2		○			
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.20,1.53(¥)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.38(すだち),2.56(かぼす)(¥)
もも		0.3	○			0.69,0.71,2.30
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○	4		
ネクタリン	4			4		
あんず(アプリコットを含む。)	4			4		
すもも(プルーンを含む。)	2			2		
うめ	4			4		
おうとう(チェリーを含む。)	3			3		
いちご	10	10	○	3		1.02,3.04(¥)
ラズベリー	5	5		5		【0.15~2.31(n=7)(米国)】 【米国ブルーベリー参照】 【米国ブルーベリー参照】
ブラックベリー	5	5		5		
ブルーベリー	5	5		4	5 米国	
クランベリー	5	5		5	5 米国	
ハックルベリー	5	5		4	5 米国	
その他のベリー類果実	5	5		5		
ぶどう	10	10	○	3		
その他の果実	3			3		
アーモンド	0.02	0.02		0.01	0.02 米国	【<0.01(n=5)(米国)】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 米国	【米国アーモンド参照】
その他のスパイス	15	15	○	4		5.62,6.52(¥)(みかんの果皮)
牛の筋肉	0.02			0.02		
豚の筋肉	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		
牛の脂肪	0.02			0.02		
豚の脂肪	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		
牛の肝臓	0.05			0.05		
豚の肝臓	0.05			0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05			0.05		

農薬名 フェンピラザミン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.05			0.05		
豚の腎臓	0.05			0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05			0.05		
牛の食用部分	0.05			0.05		
豚の食用部分	0.05			0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05			0.05		
乳	0.01			0.01		
干しぶどう				9		※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を3.1と算出している。

## 答申（案）

## フェンピラザミン

今回基準値を設定するフェンピラザミンとは、農産物にあつてはフェンピラザミンのみとし、畜産物にあつてはフェンピラザミン及び代謝物B【5-アミノ-1,2-ジヒドロ-2-イソプロピル-4-(*o*-トリル)ピラゾール-3-オン】をフェンピラザミンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
トマト	5
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注1)</sup>	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	2
未成熟えんどう	10
未成熟いんげん	5
えだまめ	2
その他の野菜 <sup>注2)</sup>	10
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	5
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	4
あんず（アプリコットを含む。）	4
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	4
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	10
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 <sup>注4)</sup>	5
ぶどう	10
その他の果実 <sup>注5)</sup>	3

食品名	残留基準値 ppm
アーモンド	0.02
その他のナッツ類 <sup>注6)</sup>	0.02
その他のスパイス <sup>注7)</sup>	15
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注8)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注9)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙5)

農薬名 フルキサメタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)
大豆	0.01	0.02	○			<0.01(n=6)
小豆類	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
えんどう	0.01		申			(大豆参照)
そら豆	0.01		申			(大豆参照)
その他の豆類	0.01		申			(大豆参照)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
かんしょ	0.01	0.02	○			<0.01(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.07	0.1	○			<0.01~0.03(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	7	5	○			0.76~3.64(n=6)
はくさい	0.8	0.7	○			0.08~0.42(n=6)
キャベツ	1	1	○			0.02~0.53(n=6)
ケール	2		申			(きょうな参照)
こまつな	2		申			0.32,0.46,0.72
きょうな	2		申			0.62,0.65(¥)
チンゲンサイ	2		申			0.10,0.28,0.86
カリフラワー	2	2	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	2	○			0.16,0.26,0.82
その他のあぶらな科野菜	2		申			(きょうな参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			1.50,2.48(サラダ菜)、4.39,5.22(リーフレタス)
その他のきく科野菜	10		申			3.98,4.12(¥)(食用ぎく)
たまねぎ	0.01	0.02	○			<0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	1	○			0.02~0.57(n=6)(根深ねぎ、葉ねぎ)
にら	6		申			0.96,1.18,2.60
アスパラガス	1		申			0.16,0.46(¥)
その他のゆり科野菜	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	1	1	○			0.23~0.48(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.17,0.39,0.60
なす	0.3	0.3	○			0.06~0.13(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.5	○			0.05~0.22(n=6)
すいか		0.02	○			
すいか(果皮を含む。)	0.2		○			0.03~0.08(n=6)
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.4		○			0.10,0.10,0.17
オクラ	2		申			0.27,0.54(¥)
しょうが	0.02		申			<0.01,<0.01,0.01
未成熟えんどう	3	3	○			0.16,1.37(¥)
未成熟いんげん	2	2	○			0.44,0.46,0.67
えだまめ	4	5	○			0.26,0.48,1.67
その他の野菜	4	5	○			(えだまめ参照)
みかん(外果皮を含む。)	0.7		申			0.14~0.36(n=6)
なつみかんの果実全体	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	0.7		申			(みかん(外果皮を含む。))参照
もも(果皮及び種子を含む。)	0.3		申			0.05,0.11,0.13
ネクタリン	0.3		申			(もも参照)
あんず(アブリコットを含む。)	0.9		申			(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.05		申			<0.01,0.01(¥)
うめ	0.9		申			0.17,0.22,0.46



農薬名 フルキサメタミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	1	1	○			0.23,0.32,0.48
ぶどう	0.7		申			0.19,0.19,0.30
その他の果実	0.7		申			0.22,0.30(¥)(いちじく)
茶	6	5	○			0.54~2.97(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	4		申			0.72~1.66(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20		申			10.6,13.4(¥)(しそ(葉))
魚介類	0.09	0.02	申			推:0.082
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

フルキサメタミド

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.07
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	7
はくさい	0.8
キャベツ	1
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	10
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2
にら	6
アスパラガス	1
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.05
トマト	1
ピーマン	2
なす	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4
オクラ	2
しょうが	0.02
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
えだまめ	4
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	4

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注7)</sup>	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3
ネクタリン	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.9
すもも（プルーンを含む。）	0.05
うめ	0.9
いちご	1
ぶどう	0.7
その他の果実 <sup>注8)</sup>	0.7
茶	6
その他のスパイス <sup>注9)</sup>	4
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	20
魚介類	0.09
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(別紙6)

農薬名 フロニカミド

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注2)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注3)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	5	0.1	○	2		1.06,1.83(¥)
とうもろこし	0.4	0.03	○			0.09~0.21(n=4)(未成熟とうもろこし)
大豆	5	0.7	○			1.14,1.53(¥)
小豆類	5	1	○	0.7		1.99,2.17(¥)(小豆)
えんどう	5	1		5		
そら豆	0.7	0.2		0.7		
その他の豆類	5	1		5		
ばれいしよ	0.3	0.03	○	0.2		0.03~0.15(n=8)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.05	○			<0.04,0.04(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.05	○			<0.04,0.05(¥)
こんにやくいも	0.07	0.05	○			<0.04,<0.04,0.04
その他のいも類	0.2	0.02				【米国ばれいしよ参照(0.044~0.115(n=17))】
てんさい	0.6	0.05	○			0.16,0.20,0.21
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.7	0.4	○	0.7		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20	○	20		
かぶ類の根	0.6	0.4		0.60	米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)(0.065~0.355(#)(n=5))参照】
かぶ類の葉	20			20		
西洋わさび	0.6	0.4		0.60	米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)参照】
クレソン	20	15		20		
はくさい	20	15	○	20		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2		2		
ケール	20	15	○	20		
こまつな	20	15	○	20		
きょうな	20	15	○	20		
チンゲンサイ	20	15	○	20		
カリフラワー	2	2	○	2		
ブロッコリー	5	3	○	2		1.35,1.53(¥)
その他のあぶらな科野菜	20	15	○	20		
ごぼう	0.6	0.4	○		0.60 米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)参照】
サルシフィー	0.6	0.4			0.60 米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)参照】
チコリ	0.6	0.4				【米国だいこん(根)参照】
エンダイブ	3	2	○			0.72,1.08(¥)
しゅんぎく	15	10	○			3.36,3.45,3.71
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	15	○	8		1.23~7.64(n=4)(リーフレタス、サラダ菜)
その他のきく科野菜	2	2	○			0.83,0.93(¥)(すいぜんじな)
たまねぎ	0.3	0.05	○			0.04,0.06(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	3	2	○			1.01(#),1.04(#)(¥)
アスパラガス	2	0.3	○			0.49,0.93(¥)
にんじん	0.6	0.02			0.60 米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)参照】
パースニップ	0.6	0.4			0.60 米国 <sup>注4)</sup>	【米国だいこん(根)参照】
パセリ	15	15	○			4.21,8.04(¥)
セロリ	4	3	○	2		0.94,0.94,1.22
みつば	5	5	○			1.59,2.70(¥)
その他のせり科野菜	2	2				【米国セロリー0.444~1.027(n=6)参照】
トマト	2	1	○	0.6		0.45,0.92(¥)(ミニトマト)
ピーマン	3	2	○	0.6		1.08,1.18(¥)
なす	3	0.7	○	0.6		0.96,1.16(¥)
その他のなす科野菜	5	2	○	0.6		1.60,2.00(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.5	2 韓国 <sup>注5)</sup>	【韓国きゅうり(0.873(#))参照】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	0.5	○	0.5		0.46,0.56,0.57
しろうり	1	0.5	○	0.5		0.30,0.34(¥)
すいか(果皮を含む。)	2	0.2	○	0.5		0.58,0.87(¥)(大玉)
メロン類果実	2	0.3	○	0.5		0.83,0.90(¥)
まくわり(果皮を含む。)	0.5	0.2		0.5		
その他のうり科野菜	3	0.7	○	0.5		0.58,1.03(¥)(漬物用メロン)
ほうれんそう	20	20	○	20		
オクラ	10	1	○	0.4		2.85,3.84(¥)
未成熟えんどう	2	2	○	2		0.84,0.85(¥)
未成熟いんげん	4	2	○	2		0.74~1.61(n=4)
えだまめ	5	2	○			1.39,1.91(¥)
その他の野菜	3	3	○	0.8		0.93,1.40(¥)(おかひじき)

## 農薬名 フロニカミド

食品名	基準値案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値現 <sup>注2)</sup> ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 <sup>注3)</sup> ppm	国/地域基準値 ppm	
みかん(外果皮を含む。)	2	1	○			0.34~0.74(n=6)
なつみかんの果実全体	2	1	○			0.15,0.52(＃)(＃)
レモン	3	2	○	1.5		(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	2	○	0.6		(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	3	2	○	0.3		(すだち、かぼす参照)
ライム	3	2	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	3	2	○			1.12(＃)(すだち),1.06(＃)(＃)(かぼす)
りんご	0.8	0.8	○	0.8		
日本なし	0.8	0.8	○	0.8		
西洋なし	0.8	0.8	○	0.8		
マルメロ	0.8	0.8		0.8		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8	0.8		0.8		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.8	2	○	0.8		
ネクタリン	1	1	○	0.8		0.21,0.42(＃)
あんず(アブリコトを含む。)	2	1	○	0.8		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.2	○	0.3		0.08,0.09(＃)
うめ	2	1	○	0.8		0.33~0.82(n=4)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	1.5		0.63,0.92(＃)
いちご	2	2	○	1.5		
クランベリー	2	2		1.5		
その他のベリー類果実	2			1.5		
ぶどう	6	2	○			1.56~2.01(n=4)
かき	0.8	0.8	○	0.8		
マンゴー	3		申			0.76,1.17(＃)
その他の果実	0.8	0.8		0.8		
綿実	0.7	0.6		0.7		
なたね	2	0.5		1.5		
くり	0.1	0.01			0.15 米国 <sup>注4)</sup>	【米国アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.01		0.04	0.15 米国 <sup>注4)</sup>	【米国アーモンド参照】
アーモンド	0.1	0.01		0.1	0.15 米国 <sup>注4)</sup>	【米国アーモンド<0.031~0.062>(n=5)参照】
くるみ	0.1	0.01			0.15 米国 <sup>注4)</sup>	【米国アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.5	0.2			0.6 米国 <sup>注4)</sup>	【米国ピスタチオ(0.132,0.191(＃)参照】
茶	40	30	○		40 米国 <sup>注4)</sup>	18.7,25.5(＃)(荒茶)
ホップ	20	20		20		
その他のスパイス	8	10	○			1.50~4.48(n=6)(みかんの果皮)
スペアミント		6		7		
ペパーミント		6		7		
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)		15				
その他のハーブ	20		○			【米国からしな(2.24~9.70(n=8)参照】
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15		【推:0.148】
豚の筋肉	0.2	0.2		0.15		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.034】
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		【推:0.169】
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.4	0.2		0.4		【推:0.361】
豚の腎臓	0.4	0.2		0.4		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.2		0.4		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.4	0.2		0.4		【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.4	0.2		0.4		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.2		0.4		【牛の腎臓参照】
乳	0.2	0.2		0.15		
鶏の筋肉	0.1	0.1		0.1		【推:0.125】
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1		0.1		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.07	0.05		0.05		【推:0.068】

## 農薬名 フロニカミド

食品名	基準値 案 <sup>注1)</sup> ppm	基準値 現行 <sup>注2)</sup> ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 <sup>注3)</sup> ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の家さんの脂肪	0.07	0.05		0.05		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.1		【推:0.127】
その他の家さんの肝臓	0.1	0.1		0.1		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.1		【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの腎臓	0.1	0.1		0.1		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.1		【鶏の肝臓参照】
その他の家さんの食用部分	0.1	0.1		0.1		
鶏の卵	0.2	0.2		0.15		【推:0.230】
その他の家さんの卵	0.2	0.2		0.15		【鶏の卵参照】
トマトペースト	15	7				注6)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

注1) 基準値案において、農作物はフロニカミド、代謝物C及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和、畜産物はフロニカミド、代謝物D及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和の濃度で示した。

注2) 基準値現行は農産物にあってはフロニカミド、畜産物にあってはフロニカミド及び代謝物Dをフロニカミドに換算したものの和の濃度で示した。

注3) 国際基準の規制対象は農産物にあってはフロニカミドのみ、畜産物にあってはフロニカミド及び代謝物Dをフロニカミドに換算したものの和であることから、今回の規制対象である農産物にあってはフロニカミド、代謝物C及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和に相当する値、畜産物にあってはフロニカミド、代謝物D及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和に相当する値として、JMPRの評価書の作物残留試験結果又は家畜残留試験結果より基準値相当値を算出した。

注4) 米国の基準値はフロニカミド、代謝物C、代謝物D及び代謝物Eを規制対象として設定されている。

注5) 韓国の基準値は、フロニカミドを規制対象として設定されている。

注6) 加工食品である「トマトペースト」の基準値案については、加工係数をJMPRよりフロニカミドは16.1及び代謝物Cは2.8として作物残留試験成績より設定した。日本農林規格に規定するものに限る。

## 答申（案）

## フロニカミド

今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあつてはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Eをフロニカミドに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	5
とうもろこし	0.4
大豆	5
小豆類 <sup>注1)</sup>	5
えんどう	5
そら豆	0.7
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	5
ばれいしょ	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.07
その他のいも類 <sup>注3)</sup>	0.2
てんさい	0.6
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.6
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.6
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	20
ごぼう	0.6
サルシフィー	0.6
チコリ	0.6
エンダイブ	3
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	2



食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。） アスパラガス	0.3 3 2
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	0.6 0.6 15 4 5 2
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	2 3 3 5
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） しろうり すいか（果皮を含む。） メロン類果実 まくわうり（果皮を含む。） その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	2 2 1 2 2 0.5 3
ほうれんそう オクラ 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	20 10 2 4 5
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	3
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	2 2 3 3 3 3 3
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8 0.8 0.8 0.8 0.8
もも（果皮及び種子を含む。） ネクタリン あんず（アプリコットを含む。） すもも（プルーンを含む。） うめ おうとう（チェリーを含む。）	0.8 1 2 0.3 2 2

食品名	残留基準値 ppm
いちご	2
クランベリー	2
その他のベリー類果実 <sup>11)</sup>	2
ぶどう	6
かき	0.8
マンゴー	3
その他の果実 <sup>12)</sup>	0.8
綿実	0.7
なたね	2
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>13)</sup>	0.5
茶	40
ホップ	20
その他のスパイス <sup>14)</sup>	8
その他のハーブ <sup>15)</sup>	20
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>16)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.4
豚の腎臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4
牛の食用部分 <sup>17)</sup>	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.2
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん <sup>18)</sup> の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.2
トマトペースト	15

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 ペンチオピラド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.3	0.3	○	0.1		0.03~0.13(n=8)
大麦	0.2	0.2		0.2		
ライ麦	0.2	0.2		0.1	0.15: 米国	【米国小麦(<0.01~0.034(n=26))、大麦(<0.01~0.23(n=19))参照】
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
そば	0.2	0.2			0.15: 米国	【米国小麦、大麦参照】
その他の穀類	0.8	0.8		0.8		
大豆	0.4	0.4	○	0.3	0.40: 米国	【<0.01~0.21(n=20)(米国)】
小豆類	0.4	0.4	○	0.3	0.40: 米国	【<0.01~0.2(n=14)(Dry bean)(米国)】
えんどう	0.4	0.4	○	0.3	0.40: 米国	【米国Dry bean参照】
そら豆	0.4	0.4	○	0.3	0.40: 米国	【米国Dry bean参照】
らっかせい	0.05	0.05		0.05		
その他の豆類	0.4	0.4	○	0.3	0.40: 米国	【米国Dry bean参照】
ばれいしょ	0.06	0.06		0.05	0.06: 米国	【<0.01~0.052(n=21)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06	0.06			0.06: 米国	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.06	0.06			0.06: 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.06	0.06			0.06: 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.06	0.06			0.06: 米国	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.5	0.5	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3	3		3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	50	30			50: 米国	【米国からしな(7.6~30(n=9))参照】
かぶ類の葉	50	50		50		
クレソン	50	30			50: 米国	【米国からしな参照】
はくさい	5	30	○		5: 米国	【米国ブロッコリー(0.65~2.3(n=7))参照】
キャベツ	5	5	○	4	5: 米国	【米国ブロッコリー参照】
芽キャベツ	5	5			5: 米国	【米国ブロッコリー参照】
ケール	50	50		30	50: 米国	【米国からしな参照】
こまつな	50	50		30	50: 米国	【米国からしな参照】
きょうな	50	50		30	50: 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	50	50		30	50: 米国	【米国からしな参照】
カリフラワー	5	5	○	5		
ブロッコリー	10	10	○	5		1.19,3.17(¥)
その他のあぶらな科野菜	50	50		30	50: 米国	【米国からしな参照】
チコリ	30	30		30		
エンダイブ	30	30		30		
しゅんぎく	30	30		30		
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	40	40	○	30		1.77~13.8(#)(n=4)(リーフレタス、サラダ菜)
その他のきく科野菜	30	30	○	30		
たまねぎ	0.7	0.7	○	0.7		
ねぎ(リーキを含む。)	4	4	○	4		
にんにく	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)
にら	20	20	○			4.22,14.7(¥)
アスパラガス	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(¥)
その他のゆり科野菜	5	5	○	4		1.67,1.96(¥)(はなにら(花茎))
にんじん	0.6	0.6	○	0.6		
パセリ	30	30	○		30: 米国	【米国ほうれんそう(0.81~15(n=10))参照】
セロリ	30	30	○	15	30: 米国	【米国ほうれんそう参照】
みつば	30			30		
その他のせり科野菜	30	30			30: 米国	【米国ほうれんそう参照】
トマト	3	3	○	2	3.0: 米国	【米国Non bellpepper(0.17~1.5(n=9))】

## 農薬名 ペンチオピラド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ピーマン	3	3	○	2	3.0 米国	【米国Non bellpepper参照】
なす	3	3	○	2	3.0 米国	【米国Non bellpepper参照】
その他のなす科野菜	30	30	○	30		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		0.23,0.3,0.32
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
しろうり	0.5	0.5	○	0.5		
すいか(果皮を含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9	0.9	○	0.5		
まくわうり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	30	30	○	30		
ほうれんそう	30	30		30		【米国ばれいしょ参照】 【米国未成熟えんどう(0.88~1.5(n=4))】 【米国未成熟いんげん参照】 【米国未成熟えんどう参照】
オクラ	2	2	○	2		
しょうが	0.06	0.06	○		0.06 米国	
未成熟えんどう	4	4	○	3	4.0 米国	
未成熟いんげん	4	4	○	3	4.0 米国	
えだまめ	4	4	○		4.0 米国	
しいたけ	2	2		2		
その他のきのこ類	2	2		2		
その他の野菜	30	30	○	30		
みかん(外果皮を含む。)	5	5	○			1.19,1.72(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.50,0.59(¥)
レモン	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	2	2	○	0.4		0.63,0.64(¥)
日本なし	3	3	○	0.4		1.14,1.26(¥)
西洋なし	3	3	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国りんご(<0.01~0.23(n=17))、なし(<0.01~0.25(n=10))】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4	0.4		0.4		
もも(果皮及び種子を含む。)	5	4	○	4		0.507,1.83(¥)
ネクタリン	4	4	○	4		
あんず(アブリコットを含む。)	10	10	○	4		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	4	4	○	4		
うめ	10	10	○	4		1.58,3.90(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	4		1.18,2.18(¥)
いちご	3	3	○	3		【米国いちご(0.37~2.0(n=9))】
ラズベリー	10			10		
ブラックベリー	10			10		
ブルーベリー	7	3		7		
クランベリー	3	3			3.0 米国	
ハックルベリー	7			7		
その他のベリー類果実	10	3		10		
ぶどう	10	10	○			1.06,3.68(¥)
かき	3	3	○	0.4		0.39,1.20(¥)
その他の果実	3	3		2	3.0 米国	【米国Non bellpepper参照】
ひまわりの種子	2	2		1.5		【米国ひまわりの種子(<0.01~0.80(n=9))参照】
綿実	2	2		0.5	1.5 米国	
なたね	2	2		0.5	1.5 米国	【米国ひまわりの種子参照】

農薬名

ペンチオピラド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.05	0.06		0.05		
ペカン	0.05	0.06		0.05		
アーモンド	0.05	0.06		0.05		
くるみ	0.05	0.06		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.06		0.05		
その他のスパイス	15	15	○			5.58,9.16(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	50	50	○	30	50 米国	【米国からしな参照】
牛の筋肉	0.04	0.04		0.04		
豚の筋肉	0.04	0.04		0.04		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.04		0.04		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.08	0.08		0.08		
豚の肝臓	0.08	0.08		0.08		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	0.08		0.08		
牛の腎臓	0.08	0.08		0.08		
豚の腎臓	0.08	0.08		0.08		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08		0.08		
牛の食用部分	0.08	0.08		0.08		
豚の食用部分	0.08	0.08		0.08		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	0.08		0.08		
乳	0.04	0.04		0.04		
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03		0.03		
鶏の脂肪	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03		0.03		
鶏の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の食用部分	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03		0.03		
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03		

農薬名 ペンチオピラド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦はい芽				0.2		※
小麦ふすま				0.2		※
とうもろこし粉				0.05		※
とうもろこし油(注1を除く。)				0.15		※
落花生油(注2に限る。)				0.5		※
とうがらし(乾燥させたもの)				14		※
なたね油(注3に限る。)				1		※
なたね油(注3を除く。)				1		※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:※のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※ 加工食品である「小麦はい芽」、「小麦ふすま」、「とうもろこし粉」、「とうもろこし油」、「落花生油」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「なたね油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは「小麦はい芽」、「小麦ふすま」、「とうもろこし粉」、「とうもろこし油」、「落花生油」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「なたね油」の加工係数をそれぞれ2.1、1.8、2.1、5.6、9.7、7及び1.6と算出している。

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注3) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油



## 答申（案）

## ペンチオピラド

今回基準値を設定するペンチオピラドとは、農産物にあつてはペンチオピラドのみをいい、畜産物にあつてはペンチオピラド及び代謝物A-3【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド】をペンチオピラドに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.3
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
そば	0.2
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.8
大豆	0.4
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.05
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.4
ばれいしょ	0.06
さといも類（やつがしらを含む。）	0.06
かんしょ	0.06
やまいも（長いもをいう。）	0.06
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.06
てんさい	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50
かぶ類の葉	50
クレソン	50
はくさい	5
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	50
こまつな	50
きょうな	50
チンゲンサイ	50
カリフラワー	5
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	50
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	30

食品名	残留基準値 ppm
たまねぎ	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	4
にんにく	0.05
にら	20
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	5
にんじん	0.6
パセリ	30
セロリ	30
みつば	30
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	30
トマト	3
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	30
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	30
ほうれんそう	30
オクラ	2
しょうが	0.06
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	4
えだまめ	4
しいたけ	2
その他のきのこ類 <sup>注11)</sup>	2
その他の野菜 <sup>注12)</sup>	30
みかん（外果皮を含む。）	5
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注13)</sup>	5
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5
ネクタリン	4
あんず（アプリコットを含む。）	10
すもも（プルーンを含む。）	4
うめ	10
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	3
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	7
クランベリー	3
ハックルベリー	7
その他のベリー類果実 <sup>注14)</sup>	10
ぶどう	10
かき	3
その他の果実 <sup>注15)</sup>	3
ひまわりの種子	2
綿実	2
なたね	2
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 <sup>注16)</sup>	0.05
その他のスパイス <sup>注17)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注18)</sup>	50
牛の筋肉	0.04
豚の筋肉	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注19)</sup> の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.08
豚の肝臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08
牛の腎臓	0.08
豚の腎臓	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08
牛の食用部分 <sup>注20)</sup>	0.08
豚の食用部分	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.04
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん <sup>注21)</sup> の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注11) 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 注12) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注13) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注14) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注15) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注17) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注18) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注19) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注20) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注21) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## 農薬名 ホスチアゼート

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.01	*0.01	○			<0.001~0.004(n=7)
ばれいしょ	0.05	*0.02	○・申			<0.001~0.028(n=8)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	*0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
かんしょ	0.01	*0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	*0.02	○			<0.001~0.011(n=8)
こんにゃくいも	0.03	0.03	○			<0.001,<0.001,0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	*0.05	○			0.002~0.024(n=7)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	*0.03	○			0.001~0.014(n=7)
かぶ類の根	0.08	*0.08	○			0.001,0.008,0.03
かぶ類の葉	0.4	0.4	○			0.032,0.122,0.131
こまつな	0.2	0.2	○			<0.001,0.006,0.067
きょうな	0.1	0.1	○			0.003,0.014(¥)
チンゲンサイ	0.2	0.2	○			<0.001,0.030,0.043
カリフラワー	0.01	*0.01	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	0.01	*0.01	○			<0.001~0.002(n=5)
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1	○			0.010,0.025(¥)(なばな)
ごぼう	0.05	*0.05	○			<0.001~0.026(n=6)
しゅんぎく	1	1	○			0.206~0.588(n=4)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.4	0.4	○			0.002,0.007(サラダ菜)、 0.006,0.158(リーフレタス)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			0.008~0.561(n=6)
にんにく	0.03	*0.03	○			<0.002,0.008(¥)
その他のゆり科野菜	0.01	*0.01	○			<0.002,<0.002(¥)(らっきょう)
にんじん	0.09	*0.09	○			<0.001~0.053(n=10)
パセリ	3	3	○			1.08,1.33(¥)
みつば	0.2	0.2	○			0.02,0.03(¥)
トマト	0.1	*0.1	○			0.008,0.019(¥)(ミニトマト)
ピーマン	0.8	0.8	○			0.066~0.386(n=4)
なす	0.02	*0.02	○			0.002~0.008(n=7)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.002~0.110(n=14)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01~0.06(n=4)(ズッキーニ)
しろり	0.2	0.2	○			0.01~0.08(n=6)
すいか	0.04	*0.04	○			<0.001~0.018(n=13)
メロン類果実	0.2	*0.2	○			0.002~0.112(n=6)
その他のうり科野菜(とうがんで除く。)	0.2	*0.2	○			0.014,0.047(¥)(こがらり)
その他のうり科野菜(とうがんに限る。)	0.1	*0.1	○			<0.02,<0.02(¥)(とうがん)
オクラ	0.01	*0.01	○			<0.001,<0.001(¥)
しょうが	0.04	*0.04	○			0.004,0.012,0.017
未成熟えんどう	0.2	0.2	○			0.004,0.029(¥)
未成熟いんげん	0.5	0.5	○			0.028,0.158,0.206
その他の野菜	0.05	*0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(むかご)
いちご	0.2	0.2	○			0.004~0.066(n=6)
バナナ	0.05	0.05			0.05; EU	【<0.01~0.04(n=15)(EU)】
その他の果実	0.02	*0.02	○			0.003,0.005(¥)(いちじく)
その他のハーブ	0.1	0.1	○			<0.01,0.022(¥)(みょうが)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

\*)基準値現行について、令和3年5月18日農薬・動物用医薬品部会にて審議済み並びに令和3年12月17日告示済みではあるが、令和4年12月17日適用予定である。

答申（案）

ホスチアゼート

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.01
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.02
こんにゃくいも	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03
かぶ類の根	0.08
かぶ類の葉	0.4
こまつな	0.2
きょうな	0.1
チンゲンサイ	0.2
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	0.1
ごぼう	0.05
しゅんぎく	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	1
にんにく	0.03
その他のゆり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.01
にんじん	0.09
パセリ	3
みつば	0.2
トマト	0.1
ピーマン	0.8
なす	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
しろうり	0.2
すいか	0.04
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup> （とうがんを除く。）	0.2
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1
オクラ	0.01
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.5

食品名	残留基準値 ppm
その他の野菜 <sup>注5)</sup>	0.05
いちご	0.2
バナナ	0.05
その他の果実 <sup>注6)</sup>	0.02
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	0.1

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



(別紙9)

農薬名 メパニピリム

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.5	0.5	○			0.085, 0.145(¥)(あずき)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○			0.89, 1.05(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	8	10	○			0.313~3.50(n=4)
パセリ	10		申			3.05, 5.52(¥)
トマト	7	5	○			0.363~3.48(n=6)(ミントマト)
ピーマン	5	5	○			1.38, 2.25(¥)
なす	5	5	○			0.473~2.38(n=5)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.172~0.538(#)(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○			0.551, 0.616(¥)
すいか		0.5	○			
すいか(果皮を含む。)	1		○			0.21~0.52(n=4)
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			0.60, 0.62, 0.70
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	3		○			0.39~1.61(n=4)
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.32, 0.46(¥)
レモン	3	2	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	2	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	3	2	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	3	2	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	3	2	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	1	2	○			0.292~0.628(n=6)
日本なし	0.7	1	○			0.039~0.311(n=4)
西洋なし	0.7	1	○			(日本なし参照)
びわ		0.05	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	5		○			0.80, 1.78, 2.03
もも		2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	15		○			3.28, 7.13(¥)
いちご	7	10	○			0.878~4.06(n=5)
ラズベリー	5	5	○			1.92, 2.04(¥)
ぶどう	20	15	○			1.52~8.09(n=4)
かき	2	2	○			0.39, 0.58(¥)
マンゴー	1	1	○			<0.4, <0.4(¥)
その他のスパイス	15	10	○			1.52~5.66(n=4)(みかん(果皮))

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

¥):最大値を基準値設定の根拠とする

## 答申（案）

## メパニピリム

今回基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及び代謝物M-31【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】（抱合体を含む。）をメパニピリムに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3
ねぎ（リーキを含む。）	8
パセリ	10
トマト	7
ピーマン	5
なす	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2
すいか（果皮を含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	2
みかん（外果皮を含む。）	3
なつみかんの果実全体	1
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	3
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	5
もも（果皮及び種子を含む。）	15
いちご	7
ラズベリー	5
ぶどう	20
かき	2
マンゴー	1
その他のスパイス <sup>注3)</sup>	15

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

答申（案）

（別紙10-1）

エンラマイシン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.03
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙10-2）

グリカルピラミド

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.03
鶏の筋肉	0.1
その他の家きんの筋肉 <sup>注3)</sup>	0.03
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.03
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.03
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.03
魚介類（その他の魚類に限る。） <sup>注4)</sup>	0.03
魚介類（貝類に限る。）	0.03
魚介類（甲殻類に限る。）	0.03
その他の魚介類 <sup>注5)</sup>	0.03
はちみつ	0.03

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

（別紙10-3）

ジアベリジン

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙10-4）

チオプロニン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.1
乳	0.02

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。